

全てのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書

2年以上続くコロナ禍のもと、医療・介護・保育・福祉などの現場で働くケア労働者が、社会に必要不可欠なエッセンシャルワーカーとされる一方で、その役割に見合った処遇ではないことが、マスコミにとりあげられるようになりました。そうした中、岸田政権は、先の総選挙前に看護、介護、保育などのケア労働者の処遇改善を図ることを表明し、令和4年2月から9月まで、介護・保育では月額9,000円、看護は月額4,000円の処遇改善が実施されました。

しかし、岸田政権の目玉政策の1つであったにもかかわらず、利用申請等の手続期限が短期間だったために、多くの自治体労働者の改善につながらなかったことをはじめ、民間の事業所でも、看護では対象が極めて限定的だったこと、介護や保育でも10月以降の制度の不透明さ等から申請がためらわれ、制度を申請した自治体・事業所は限られました。また、引き上げ額が低いこと、補助金の対象職種・事業が限定的であったことなどから抜本的な改善には至っておらず、現場で働く労働者には失望感が漂っています。

政府は10月以降の改善について、診療報酬・介護報酬・公定価格の改定、地方交付税措置による人件費財源の改善によって対応すると予算を計上しました。しかし、看護では引き続き、対象が限定的であること、引き上げ額が低すぎることなど処遇改善事業の問題点はそのまま残っています。少なくとも、全てのケア労働者を対象とすること、ケア労働者賃金の全産業平均賃金との格差是正を図ること、職員配置基準の抜本的な見直しなどとともに、確実に賃上げに結びつく制度へとさらなる充実が不可欠であります。

よって、政府におかれましては、長引くコロナ禍のもと奮闘している全てのケア労働者の処遇が改善されるよう、次の事項について、早期に実現されるよう強く要望します。

- 1 政府は、全てのケア労働者を対象とした処遇改善事業を実施すること。
- 2 政府は、ケア労働者賃金の全産業平均賃金との格差是正を図ること。
- 3 政府は、医療・看護・介護・保育などのケア労働者の職員配置基準を大幅に増員すること。
- 4 政府は、自治体で働くケア労働者の賃上げが確実に実施できるよう地方交付税を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月28日

尾 道 市 議 会

関係行政庁あて